

| | | | |
|------|---|---------|----------------|
| 会議名称 | 令和4年度 第2回 交野市子ども・子育て会議 | | |
| 開催日時 | 令和4年11月18日(金) 14時00分～ | | |
| 開催場所 | 交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター) 3F 研修室 | | |
| 出席者 | ・委員13人出席(欠席者2人) | ・事務局12人 | 合計25人 傍聴者0人 |
| 配付物 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・【資料1】特定教育・保育施設の利用定員について ・【資料2】新設の保育所の概要について ・【資料3】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との関係 ・【資料4】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しについて ・諮問書の写し「特定教育・保育施設の利用定員について」 | | |
| 内容 | <p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 委員出席状況報告</p> <p>4. 議題</p> <p>会 長：それでは、令和4年度第2回交野市子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。1点目「特定教育・保育施設の利用定員」について、事務局から諮問書の提出及び内容の説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局：諮問書朗読 朗読後 会長へ提出</p> <p>会 長：「特定教育・保育施設等の利用定員について」諮問書の提出がございました。皆さまのお手元にも諮問書が配布されています。</p> <p>それでは、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局：「特定教育・保育施設の利用定員について」説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、事前に配布しております資料1、資料2、資料3と本日配布しております施設の「位置図」及び「平面図」になります。</p> <p>本日、配布分の「位置図」及び「平面図」につきましては、本日の会議終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>「資料1」をご覧ください。</p> <p>令和5年4月1日開所予定の「星田なないろ保育園」における、利用定員について、諮問させていただきます。</p> <p>諮問後、本市において利用定員を定め、大阪府へ届出を行います。</p> <p>なお、保育所の認可権限は大阪府になりますので、保育施設の面積基準や保育士の配置</p> | | |

基準、園庭の基準等、認可に関する基準の確認は大阪府が行います。

「資料2」をご覧ください。

「星田なないろ保育園」の概要になります。

- ・設置主体は「学校法人 京新学園」になります。
当該法人は、寝屋川市で2園幼稚園を運営しております。
- ・「星田なないろ保育園」につきましては、令和5年4月から事業開始予定です。
- ・保育所の場所は、星田駅北側の新たな住宅開発地の中に位置しています。
- ・認可定員、利用定員はともに84人になります。
- ・開所時間は7時半から19時までになります。
- ・保育提供区域は3・4中区域になります。

「2. の認可定員及び利用定員」を確認ください。

利用定員は認可定員に一致させることが原則となっており、「星田なないろ保育園」も認可定員と利用定員が同人数となっております。

「0歳児」が6人、「1歳児、2歳児」がそれぞれ12人、「3歳児～5歳児」がそれぞれ18人で合計84人になります。

本日配布しました資料をご覧ください。

- ・1枚目が「位置図」になります。
園の入口は、開発により新たにできた道路からになります。
- ・2枚目、3枚目が建物平面図になります。
2枚目が1階の平面図です。
左から5歳児、3歳児、4歳児の保育室があり、面積基準も満たしております。
一番右に、調理室があり、給食の提供は自園調理により実施されます。
- ・3枚目が2階の平面図です。
右から1歳児の保育室、0歳児の保育室があり、遊戯室、2歳児の保育室になります。
一番左に屋上の屋外遊技場があります。
図面上、保育室、園庭の面積は認可の基準を満たしていることを確認しております。

資料3をご覧ください。

「星田なないろ保育園」の利用定員の設定後の「3・4中区域」及び「市内全域」の利用定員と、「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」における「確保方策」との関係について、確認します。

まず、「3・4中区域」の表になります。

表の一番上の段になります。①～③について、

- ①は現時点の定員数になります
- ②は「星田なないろ保育園」の利用定員、「0歳児6人、1・2歳児の合計24人、3歳児～5歳児の合計54人」を加えた令和5年4月時点の利用定員数になります。
- ③は、計画最終年度、令和6年度の利用定員数になります。

2号認定（3歳児～5歳児）の行、②「488人」が令和5年4月の定員、③「504人」が計画上の令和6年度の定員です。②と③の差により現在の計画上では、「16人」の不足となり、今後、保育の受け皿の確保が必要となります。

同じように、3号認定の0歳児の行、②が「81人」、③が「75人」となり、②と③の差「6人」上回ることから、現在の計画上の「確保方策」が達成されています。

次に、3号認定の1・2歳児の行、②が「317人」、③が「297人」となり、②と③の差「20人」上回ることから、こちらも現在の計画上の「確保方策」が達成されています。

【市全域】の表の確認をお願いします。

【3・4中区域】と同様で、

2号認定については、「16人」の不足となり、今後、保育の受け皿の確保が必要となります。

3号認定の「0歳児」及び「1・2歳児」につきましては、それぞれ現在の確保方策より「6人」「27人」が上回ることであり、現在の計画上の「確保方策」が達成されています。

以上から、

【3・4中区域】【市全域】で、現在の計画においては、

2号認定、3歳児～5歳児につきましては、今後、保育の受け皿の確保が必要。

3号認定、0歳児～2歳児は「確保方策」が達成、ということになります。

現在の計画については、今年度、中間見直しの時期となりますことから、「保育の需要」にあたる「量の見込」等の見直しを実施する予定です。

見直しにより、現時点での適切な「保育ニーズ」を把握し、「確保方策」につきましても見直し後の「保育ニーズ」を踏まえた、適切な規模に見直してまいります。

利用定員に関する説明は以上となります。

「星田なないろ保育園」の利用定員について、審議のほどよろしくをお願いします。

会長：ありがとうございました。それでは、今の説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

委員：利用定員の84名について、星田北の開発で今後人口が増え子どもも増えると思われませんが、84名の根拠は何ですか。

事務局：星田北の開発が2,000人程度を見込んだ開発となっております。未就学児の人数までは把握できていませんが、子育て世帯が多くなると見込んだ認可定員で考えています。

委員：資料3によると、2号認定が不足しているが、3号認定は多いとなっています。今後どのように増えるか予測がつかないということですが、現時点で考えると、3号認定の利用定員を減らして2号認定にまわすということは考えられないのでしょうか。

事務局：保育所、認定こども園が部屋によって定員が決まっていますので、現時点で3号認定から2号認定に定員を動かすのは難しいと考えています。

委員：それにしても1～2歳児が20人もオーバーするというので、最初から20人オーバーを見込んでというのは少し合点がいかない。それならば、利用定員の1歳や2歳を減らすのも可能ではないのでしょうか。認可はこれで良いと思うが、利用定員、流入人口がどの程度増えるかわからないので、増えた時点で見直すということも考えられますか。

事務局：今時点で利用定員より 20 名、3・4 中区域であれば供給過剰となるという数字になっていますが、確保方策が 4 月 1 日時点の見込みとなっており、市としては年度途中に引っ越してくる方が多く、その方にも保育の提供をします。また、今、きょうだい別園で通園しているという話も聞いており、その辺りも踏まえての定員設定となっています。

委員：埋まればもちろん万々歳だが、埋まらなければ周りの小規模保育所等の経営難に繋がるとは思いますが、その辺りの考えを聞かせてください。

事務局：第 2 期計画については、第 1 期計画から継続して課題である待機児童の解消と位置づけています。この 1 期、2 期計画の中で、待機児童を解消するべく市内の各認定こども園にも全面的にご協力いただきながら進めてきた経緯があります。もちろん公立園の民営化もありましたが、定員の拡大をし、なんとか待機児童対策を進めてきました。ようやく 4 月現在の待機児童については解消ができました。第 3 期計画となると、かなりフェーズが変わってくると思います。おそらく少子化傾向が顕著に出てくるのではないかという見込みもありますが、2 期計画においては待機児童をようやく解消できたというところです。小規模という話も出てくると市内全体の話になってきます。第 3 期計画は論理的なデータに基づいた計算をしていきたいと思っています。ご承知のように、交野市の保育については約 9 割以上が民間の園で支えていただいている状況ですので、継続的に安定的に、多くの方が安心して保育を受けられる状況を求めていきたいと考えています。

委員：ということは、令和 7 年からの見直しであと 2 年、それまでに経営がひっ迫するような小規模園があらわれた時にどのような対応を考えているのですか。

事務局：子ども子育て支援法が平成 27 年に児童福祉法も含めて大きな法改正があり、その中で待機児童を解消するべく出てきたのが、小規模保育事業です。国を挙げての事業展開であり、交野市においても国の方針に基づいて待機児童解消に動いてきました。小規模のみならず他の園にも関わってくる問題でもあり、3 期計画の中できちんと検討していきたいと思っています。

委員：とりあえず、2 年間は赤字を覚悟しても続けてくださいということですか。

事務局：今日時点で、小規模園が経営できないという所はなく、一定の園児が通園しています。先ほど少子化傾向があると申しましたが、ある日突然ガラガラになるということはなく、ただ、曲線的には頭を打って右肩下がりにっていくことは見込まれますので、潮目の変わり目にしっかりと検討する必要があると考えています。

委員：申し上げたいのは、利用定員が 20 名増えることによって、周りの園が圧迫されることが予想されるかもしれない。もしかすると、流入人口がもっと多く待機児童が出るかもしれない。もし、幼児人口が増えない場合はどうするのかと質問しています。その 2 年間は仮に定員割れや経営がひっ迫しても仕方がないということですか。

事務局：仕方がないということはないです。第2期計画は令和2年度からスタートしたもので、当時は星田北の開発もまだ、倉治8丁目の開発もあまり見えていない状況で、おそらくこうであろうと推定に基づいて現在の数値を算出しています。令和4年度になり、星田北の開発も一定形が見えてきて、倉治8丁目の分譲も始まっており、より現実に沿った計算ができる環境になったので、もう一度データを洗い直し、将来予測が大きく違ったものにならないよう作業をしているところです。

委員：何度も言いますが、2年先の話と来年4月の話を、一緒にしないでください。

事務局：今年度は、中間見直しを作業中です。今は作業前の数値をもとに算出するとこういった形になります。ただ、こういう事業については、コロナの影響も考慮する必要があり、また女性の就業率も考慮しながら、おそらく見直しでは一定のニーズが継続する見込みであり、作業上は4月1日時点となるが、それ以降、1年を通じて保育ニーズは毎月増えてくることも考慮しています。経営という部分は理解できるが、今回の認可の手続きとは別途、今後の課題として市としても考慮していきたいと思います。

委員：前向きに、よろしくお願いします。

委員：2号認定が16名あぶれるとなっていますが、ちょうど産休・育休が終わり、3歳ぐらいから入れたいという方も多と思うが、どうお考えですか。

事務局：3歳で育休明けの方も多くいます。1歳2歳で育休が明ける方も多くいます。3歳の2号認定16名はあくまで令和6年度の確保方策と見比べて不足しているところなので、今後保育所等によって確保していくことを考えています。

委員：確保できるという目算があるのですか。

事務局：中間見直しの数字を踏まえて、令和6年度までには確保するという形で計画を示します。

委員：この図面で、玄関が見当たらないのですがどこから園に入るのですか。

事務局：建物の入口は、新たに開発される星田ロータリーの大きな道から入るのが敷地への入口で、以前からあった道路からの入口はないと聞いています。1階の平面図、施設に入って最初の所が5歳児の部屋の廊下になるので、おそらくそちらの方から建物に入っていくと思われます。

委員：子ども達の靴箱が必要になってくると思うので、その点も指導をお願いしたい。動線を塞ぐと危険であるし、消防の最終点検で「こんなんあかん」と言われたいないようにお願いします。

委員：入口が、大きい道路の方からしかないということだが、もともとある道の方に出入口がないというのは、火事等が起こった時に1か所から逃げるとするのが気になります。

事務局：基本的には、新しい道からの出入りになるが、給食の搬入出入口があるので、災害時は古い道の方からも出入りできる形になっています。

委員：令和5年4月1日からということを決めるのは難しかったと思うが、星田北の開発で2,000人規模（利用定員）84人を見込みで出している。現時点である程度人数が把握できていううえでの見込みなのか、まったく把握できていない状態での見込みなのか。

事務局：星田北だけで0～5歳児の人数は把握できていないが、計画は3・4中区域ということで「量の見込み」も確保方策も全体で考えている形になります。

会長：これまでは量を考えれば良かったが、そういう段階ではない時に定員を設定するのは難しかったと思います。また中間見直しと来年4月からどうするかという両方の話があるので難しい作業だったかと思いますが、実際に子育て世帯が埋まらない場合も進めていただければと思います。

それでは、本案件 特定教育・保育施設の利用定員について、交野市子ども・子育て会議の審議の結果として、市長に答申させていただきます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

議題（2）「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の目標値等の見直しについて」、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いします。

事務局：資料4、お手元のA4横の資料をごらんください。

「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画にかかる中間年の見直しについて」になります

2ページ目、「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけについては、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度、交野市にて「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の期間が5年間になりますので、今年度、令和4年度が中間見直しの年になっています。

3ページ目、計画の見直しについてです。

国の方針では、1つ目「教育・保育」の量の見込みにおいて、支給認定区分ごとの実績値が、計画値よりも10%以上の乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行う。

2つ目「地域子ども・子育て支援事業」については、「教育・保育」の見直し及び提供体制の確保の内容変更に合わせて必要に応じて見直しを行う。

3つ目 ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、令和5年度以降の見直しとしても差し支えない。と示されています。

交野市の見直しの考え方について

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」において、令和3年度の実績値が計画策定時の量の見込みを上回っており、今後のサービスの提供に支障が生じる恐れがある場合は見直しを行う。こちらについては、倉治8丁目・私部南2期・星田北の開

発時期が当初の予定より遅れており、現在、人口推計の見直しを行っているところです。今後、子育て世帯の流入があり就学前の子どもの数が増えると想定し、量の見込みの見直しを行いたいと考えております。

また、「地域子ども・子育て支援事業」、子ども子育て支援 13 事業の中の地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などにつきましても、新型コロナウイルスの影響で需要量の減少による量の見込みと実績値に乖離がみられるものもあり、今回見直しを行うか、令和 6 年度、第 3 期計画検討にあたり、令和 5 年度に実施する実態調査や本市の子育て施策の方向性を踏まえて、検討をすすめます。

4 ページ目、計画の見直しにかかるスケジュールになります。

12 月ごろまでに人口推計、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し作業を行います。

1 月に中間見直し（案）を確定

2 月ごろ 第 3 回子ども・子育て会議にて、中間見直し（案）を審議していただき

3 月に改訂版を策定という予定にさせていただいています。

説明については以上です。

会 長：説明が終わりました。

ただ今の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

委 員：3 ページ 2 番の「需要量の減少によるもの等、今後のサービスの提供に影響がないものについては、今回の見直しは行わない。」とあるが、実際に子どもが減ってクラスが定員に比べて少ない場合には、利用定員の見直しを速やかに行っていただければ有難いのですがいかがでしょうか。

事務局：今、本市においては、新たに利用定員を設定するということは子ども子育て会議に諮っています。利用定員を減らす変更については、子ども子育て会議に諮っている実績がありませんが、利用定員を減らす変更については、同会議に諮らなくても提出可能となっています。今後、利用定員変更の際に同会議に諮るのかどうかも含めて検討し、速やかに申請ができるように考えていきたいと思っております。

会 長：今、流入人口と少子化を考えているが、雇用状況はどうですか。仕事が増えると見込まれる地域だとかなり影響が大きいのでその辺りの調整もお願いして中間見直し案を出していただき、ここで審議していただきたいと思っております。今後は、国の方も保育の質に関わってくると思うので、質をどうしていくかという議論も必要で、その辺りを含めた見直しを考えていただければと思っております。

それでは、本案件 第 2 期交野市子ども・子育て支援事業計画の目標値等について、見直しの考え方が示されましたので次回スケジュールでは 2 月頃、中間見直し（案）を提示していただきたいと思っております。

それでは、議題の (3) その他とありますが、事務局、お願いします。

事務局：「放課後児童会の今後のあり方」の基本方針について進捗状況を報告させていただきます。
令和4年2月22日に中間答申をいただき、入会児童の保護者、指導員、学校に対して、基本方針の内容を共有することと付帯意見を頂戴しました。付帯意見の内容については、9月までに放課後児童会の保護者、学校、指導員に説明会を開催し完了しました。本来であれば、スケジュールにのっとって、パブリックコメントを進めていく動きでありましたが、市長が変わって放課後児童会制度に関する事も示されており、これまでの経過報告を兼ねて今後の方向性について報告させていただきます。

市長からは、民間委託を進める前に、現場で働く指導員の処遇改善を進め、安定的な指導員確保、また離職防止の方法があるのではないかと10月議会で答弁されています。市長の方向性を踏まえて、今回は処遇改善を検討するにあたり、基本方針の審議についてはいったん立ち止まって、しばらく時間を頂戴することを報告させていただきます。

会 長：説明が終わりました。

ただ今の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。
ないようですので、事務局から次回の開催についてお知らせください。

事務局：次回の交野市子ども・子育て会議でございますが、2月頃を予定しております。その節は、どうかよろしくお願い申し上げます。

会 長：次回の開催につきましては、2月頃とのことですので。事務局、よろしくお願いいたします。では、本日の案件は全て終了いたしました。ご多用中のところ、本日はお疲れ様でした。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。